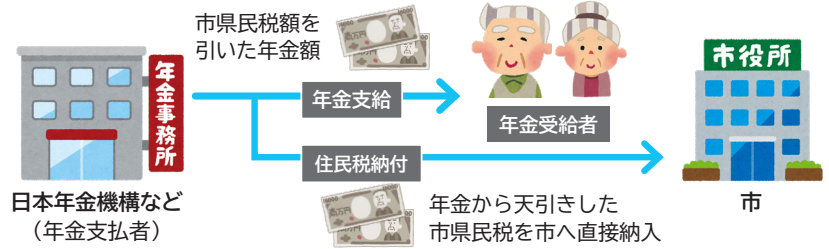


# 市民税・県民税は年金から特別徴収されます (天引き)

図住民税課 43-9232

この制度は、新たな税負担を求めるものではなく、納付方法を納付書払いや口座振替から特別徴収(天引き)に変更するものです。

■市民税・県民税の特別徴収のイメージ図



## Q 65歳以上だと全員が対象となるのですか？

A 対象となるのは、次の①～③の条件を全て満たす人です。

- ①4年4月1日時点で65歳以上(昭和32年4月2日以前生まれ)で老齢基礎年金などを受給している人
- ②市から介護保険料が特別徴収されている人
- ③老齢基礎年金などの金額が年間18万円以上で、所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を引いた後の金額が市民税・県民税の金額を超える人

※上記の条件を満たしても、公的年金から特別徴収されない場合もあります。

## Q 年金以外の所得がある場合も、市民税・県民税は全て年金から特別徴収されるのですか？

A 年金からの特別徴収は「公的年金等の所得に係る税額」のみが徴収されます。公的年金等以外の所得(事業所得など)がある場合は、公的年金以外の所得にかかる税額分を納付書払いや口座振替で納付する必要があります。

## Q 具体的に、いつの年金から特別徴収が始まるのですか？

A 今年度(4年度)から特別徴収が開始される人は、6月・8月は、公的年金などにかかる年税額の2分の1が普通徴収(納付書払いや口座振替で納付)となり、残りの2分の1が、10月・12月・2月の年金から特別徴収されます。詳しくは、下記算出方法をご覧ください。

なお、年金から特別徴収される税額は、6月10日(金)に発送予定の納税通知書でお知らせします。

### 特別徴収税額の算出方法

【例】年金所得のみで、市民税・県民税額が4年度は6万円、3年度は3万円の場合

納税方法	①今年度から特別徴収(天引き)が開始される人		②前年度、特別徴収(天引き)されている人	
	普通徴収 (納付書または 口座振替で納付)	特別徴収 (本徴収)	特別徴収	
月	6月・8月	10月・12月・2月	(仮徴収) 4月・6月・8月	(本徴収) 10月・12月・2月
税額	(月額)15,000円	(月額)10,000円	(月額)5,000円	(月額)15,000円
算出方法	年税額の1/2を2回に分けて納付	年税額の1/2を3回に分けて納付	前年度(3年度)の年税額の1/2を3回に分けて納付	年税額から、4月・6月・8月分(仮徴収分)を差し引いた額を3回に分けて納付
備考	6月・8月は、納付書払いや口座振替で納める必要があります。特別徴収は10月から始まります。		前年度、公的年金などにかかる税額の変更により特別徴収が中止になった人は①に該当します。	